

寄 附 行 為

財団法人 大阪府地域支援人権金融公社

寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大阪府地域支援人権金融公社という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市港区波除4丁目1番37号におく。

(目 的)

第3条 この法人は、大阪府内において、産業の振興、福祉の増進、人権の伸長、まちづくりの推進、雇用の促進など、地域に貢献する活動を行う事業等に対し必要な融資を行うことにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域貢献活動を支援するための融資
- (2) 人材育成のための融資
- (3) 生活再建を支援するための融資
- (4) 商工業及び農林漁業を振興するための融資
- (5) 前各行にかかる経営（生活）サポート・渉外活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事業運営)

第5条 この法人の事業運営に関して必要な事項は、規程の定めるところによる。

第2章 資産および会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。

ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得てこれを処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便局または確実な金融機関に預け入れ、もしくは国債、公債、その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 事業から生ずる収入
- (2) 基本財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(収支予算および事業計画)

第11条 この法人の収支予算および事業計画は、毎会計年度理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

2 収支予算および事業計画を変更する場合も同様とする。

(収支決算および剰余金)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が実施し、財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書とともに監事の監査意見を付し、毎会計年度終了後2ヵ月以内に理事会の承認を得なければならない。

2 収支決算の結果、剰余金が生じたときは、貸倒準備金、融資準備金および借入金償還準備金に繰り入れるものとする。

(会計年度) b

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別および選任)

第14条 この法人に次の役員をおく。

理事 7人以上 15人以内
監事 2人

2 理事および監事は、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得て選任する。

ただし、相互に兼ねることはできない。

3 理事の互選により

理事長 1人
専務理事 1人
常務理事 1人
常任理事 4人以上7人以内

とする。

(職 務)

第 15 条 理事は、理事会の議決に基づいて業務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐して、この法人の業務を掌理するとともに、理事長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理し、または代行する。

4 常務理事は、理事長、専務理事を補佐して業務を処理し、理事長および専務理事がともに事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理し、または代行する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況または業務の執行につき不正の疑いあることを発見したときは、これを理事会または主務官庁に報告すること

(任 期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）により就任した役員任期は、現任者または前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は辞任した場合、または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬)

第 17 条 役員は無報酬とする。ただし、理事会の議決により報酬を支給することができるものとする。

(忠実義務)

第 18 条 役員は、法令、寄附行為および規程の定めを遵守するとともに、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(責 任)

第 19 条 理事がその任務を怠ったときは、その理事は、この法人に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき、悪意または重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

(解 任)

第 20 条 役員に、健康上の理由で業務の執行に堪えられないと認められるとき、または職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項の場合、理事会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支決算の決定または変更
- (2) 事業報告および収支決算報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招 集)

第 23 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事総数の 3 分の 1 以上のものまたは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

ただし、理事長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(議 長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定 足 数)

第 25 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事としての議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規程の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 28 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人 2 人が、議長とともに署名しなければならない。

(常任理事会)

第 29 条 常任理事は、理事長、専務理事、常務理事とともに、常任理事会を構成し、この法人の事業運営に関する重要な事項について協議、決定し、理事会に報告する。

2 常任理事会の組織運営に関して必要な事項は、規程の定めるところによる。

(融資審査決定委員会)

第 30 条 前条の事業運営に関する重要な事項についての協議、決定のうち、融資案件の審査決定を行う常任理事会には、融資審査委員を参加させることができる。

この委員会は、前条の規定に関わらず、専務理事が議長として運営する。

- 2 前項の常任理事会を融資審査決定委員会と称する。
- 3 融資審査委員は、融資案件の審査に際して、意見を述べることができる。
- 4 融資審査委員は、規程の定めるところにより、理事長が委嘱する。
- 5 前各号に定めるほか、融資審査決定委員会の運営に関して必要な事項は、規程の定めるところによる。

第 5 章 評議員会

(評議員会および評議員)

第 31 条 この法人に評議員をおく。

- 2 評議員会は評議員をもって構成する。
- 3 評議員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 4 評議員会の組織運営に関して必要な事項は、規程の定めるところによる。

(権 能)

第 32 条 評議員会はこの法人の事業の公正かつ円滑な運営をはかるために理事長の諮問に応ずる。

第 6 章 審査会

(審 査 員)

第 33 条 この法人に、次に掲げる審査会をおく。

- (1) 公社審査会
 - (2) 債権償却審査会
- 2 公社審査会は、以下の審査を行う。
 - (1) 融資案件の審査
 - (2) 返済条件の変更の審査
 - (3) 債権償却審査会に提案するための管理債権償却の事前審査
 - 3 債権償却審査会は、理事長の諮問の応じ、償却すべき債権を審査し、理事長に答申する。
 - 4 審査会の組織および運営に関して必要な事項は、規定に定めるところによる。

第 7 章 事務局

(設 置)

第 34 条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に必要な職員をおき、理事長が任命する。
- 3 専務理事は、事務局を統括する。
- 4 事務局の組織および管理に関して必要な事項は、規程の定めるところによる。

(業務および財務等に関する資料の備置きおよび閲覧)

第 35 条 事務所には、次に掲げる業務および財務等に関する資料を備え置き、原則として一般の閲覧に供さなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員および評議員の名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

第8章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為は、理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することはできない。

(解 散)

第 37 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規程によるほか、理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 38 条 解散のときに、債務を弁済して、なお残余財産があるときは、寄附の割合において寄附行為者に還付するものとする。

附 則

- 1 この法人の設立当初における役員は、第 14 条の規程にかかわらず、別紙名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条の規程にかかわらず、初会計年度終了後初めて開かれる理事会の終了の日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 11 条の規程にかかわらず、別紙事業計画書および収支予算書のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規程にかかわらず、法人の成立の日から昭和 45 年 3 月 31 日までとする。

1973 (昭 48) 年 4 月 20 日一部改正
1983 (昭 58) 年 5 月 16 日一部改正
1987 (昭 62) 年 3 月 18 日一部改正
2001 (平 13) 年 7 月 4 日一部改正
2002 (平 14) 年 5 月 28 日一部改正
2003 (平 15) 年 4 月 1 日一部改正
2004 (平 16) 年 4 月 1 日一部改正
2006 (平 18) 年 4 月 1 日一部改正
2009 (平 21) 年 4 月 1 日一部改正
2010 (平 22) 年 3 月 29 日一部改正
2010 (平 22) 年 12 月 10 日一部改正

附則

第 2 条の規程は、改正日にかかわらず、
2010 (平 22) 年 5 月 1 日より適用する。